定　　款

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は内外テック株式会社と称し、英文では、

Ｎａｉｇａｉ　Ｔｅｃ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ と称する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．下記商品に対する売買業及び輸出入業並びに問屋業及び代理業

①　空圧機器、同応用機器類、油圧機器、同応用機械類、工作機械、電気機器及びその他工具類

②　鋼材、非鉄金属、金属製品

③　塗料、その他化学製品

④　日用雑貨品

⑤　半導体製造装置及び一般産業機械に係る中古品

⑥　医療機器

２．倉庫業及び貨物利用運送業

３．電気部品及び電子機器等の製造販売並びに輸出入

４．半導体製造装置及び一般産業機械の設計、製造、組立、検査、搬送、据付、調整及び保守

５．半導体製造装置及び一般産業機械の設計、製造、組立、検査、搬送、据付、調整及び保守の請負

６．不動産の売買、仲介及び管理

７．事務用機器、工作機械のリース業

８．労働者派遣事業

９．建築・土木工事の設計、施工、請負及び監理

10．前各号に関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都世田谷区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

①　取締役会

②　監査役

③　監査役会

④　会計監査人

（公告の方法）

第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、1,700万株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

①　会社法第189条第２項各号に掲げる権利

②　次条に掲げる権利

（単元未満株式の売渡請求）

第10条　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株式取扱規則）

第11条　当会社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（株主名簿管理人）

第12条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（基準日）

第13条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．前項に定めるほか、必要あるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第３章　株主総会

（招集の時期）

第14条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。

（招集権者および議長）

第15条　当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集する。当該取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

２．株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役が行う。当該取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（電子提供措置等）

第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第17条　当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

２．会社法第309条第２項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条　当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、株主総会においてその議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会の議事録）

第19条　株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第４章　取締役および取締役会

（員　数）

第20条　当会社の取締役は、10名以内とする。

（選任方法）

第21条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第22条　当会社の取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第23条　当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

２．当会社は、取締役会の決議によって、取締役社長１名のほか、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第24条　取締役会の決議によって、取締役の中から取締役会の議長１名を選定する。

２．取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、議長が招集する。議長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第25条　当会社の取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法等）

第26条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数の決議をもってこれを行う。

２．当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第27条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

２．前条第２項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

（取締役会規程）

第28条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第29条　取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、業務執行取締役等（会社法第２条15号イ）でない取締役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。

第５章　監査役および監査役会

（員　数）

第31条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（選任方法）

第32条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任　期）

第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第34条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会）

第35条　監査役をもって監査役会を構成する。監査役会は法令に定める権限を有するほか、その決議をもって監査の方針、当会社の業務および財務の状況の調査の方法、その他の監査役職務の執行に関する事項を定める。

（監査役会の招集通知）

第36条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第38条　監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

（監査役会規程）

第39条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第40条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第41条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。

第６章　会計監査人

（選任方法）

第42条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第43条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（報酬等）

第44条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計　　算

（事業年度）

第45条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第46条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第47条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

２．当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。

３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第48条　剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

第1条　第６条の変更の効力発生日は、2026年12月１日とする。なお、本条は、効力発生日をもってこれを削除する。

＜改正記録＞

改正　　1996年6月28日
改正　　1997年6月27日
改正　　1998年6月26日
改正　　2000年6月27日
改正　　2001年6月20日
改正　　2002年6月26日
改正　　2003年6月26日
改正　　2005年2月10日

改正　　2006年6月27日
改正　　2009年6月24日
改正　　2010年6月24日
改正　　2012年6月21日
改正　　2013年6月26日
改正　　2015年6月24日
改正　　2016年10月1日
改正　　2018年6月27日
改正　　2022年6月28日
改正　　2023年6月28日
改正　　2026年10月14日